

# ClassNK

PART I OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS  
STATEMENT TO THE INTERNATIONAL CERTIFICATE ON INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS

Name of Ship	CLASSNK FUTURE
Distinctive number of letters	788793
IMO number	TORVO
Port of Registry	99999
Gross Tonnage	NIPPON KAIJI KYOKAI
Shipowner	4-1 Nishi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN
IMO registered owner identification number	XXXXXXXXXX
IMO company identification number	XXXXXXXXXX
Date of Construction	25-Aug-09

Completion date of survey on which this document is based: 25-Aug-09  
Issued at: Tokyo, JAPAN  
Date of Issue: 25-Aug-09

**APPROVED**  
25 AUG 2009  
NIPPON KAIJI KYOKAI

(Signature of duly authorized official issuing the certificate)  
(Seal or stamp of the authority, as appropriate)

## シップリサイクル条約へのスムーズな対応のためのソリューションについて

*A World Leader in Ship Classification*

# Introduction

## はじめに

「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(シップリサイクル条約)」が2009年5月に採択されました。シップリサイクル条約の発効後は、500国際総トン数以上の全ての船舶にインベントリの作成及び維持管理が義務付けられます。就航船及び新造船を問わず、このインベントリの作成が条約の発効を迎えるにあたって船主の皆様との喫緊の課題となります。

ClassNKは船主の皆様を始めとした関係者各位のシップリサイクル条約対応への効率化を図るべく、各種取り組みを進めております。

船舶の一生にわたって対応が求められるシップリサイクル条約に対し、ClassNKはあらゆるフェイズにおいて船主の皆様へスムーズな対応のためのソリューションを提供します。

## シップリサイクル条約対応については ClassNKにお任せ下さい。

シップリサイクル条約のソリューションとしては…

### インベントリ第1部作成の支援を行います。

★就航船: 専門家方式によるインベントリ作成の斡旋、提供

★新造船: インベントリ作成に関わる造船所殿及びメーカー殿の効率化を図るソフトウェアの開発、普及

### Statement of Fact(鑑定書)の発行による早期対応を図ります。

シップリサイクル条約発効前に作成されたインベントリにStatement of Factを発行、条約発効後の国際条約証書への書換を実施し、スムーズな条約対応を可能とする環境を整備

### Q：インベントリとは何ですか？

A：インベントリは船上に存在する有害物質、廃棄物、貯蔵物の位置と概算量を記載した一覧表です。下記表の通り、インベントリ第1部を建造時に、第2部及び第3部を船舶のリサイクル時に作成する必要があります。ただし、条約発効前に建造契約が交わされた船舶（現存船）についてはインベントリ第1部を条約発効後5年以内に作成すればよいことになっています。

インベントリに記載すべき物質／物品は条約の別表A～Dに定められています。

### ■インベントリの構成

	第1部	第2部	第3部
	船舶の構造及び機器に含まれる有害物質	運航中に発生する廃棄物	貯蔵物
作成時期	建造時に作成 *現存船は発効後5年以内	リサイクルの直前までに完成	
記載する物質/物品	表A：禁止制限4物質 (アスベスト、PCB、オゾン層破壊物質、TBT)  表B：有害9物質 (カドミウム、鉛、六価クロム、水銀等) *現存船の場合、表B物質は可能な限り対応	表C： 潜在的に有害な物品  ゴミ、ウエス等	表C及び 表D： 通常の民生品  油類、 ストア品等

これら有害物質等の情報を明らかにしたインベントリを基に、リサイクル施設において労働者の安全衛生の確保及び環境汚染の防止に配慮したリサイクルが実施されることとなります。

### Q：条約の発効要件はどのように定められていますか？

A：発効要件は次の通りです。

- ① 15ヶ国以上が締結
- ② 締結国の商船舶腹量の合計が40%以上(船籍国条項)
- ③ 締結国の直近10年における最大年間解体船腹量の合計が締結国の商船舶腹量の3%以上(解撤国条項)

環境問題への関心の高まりを受け、各国とも条約批准に意欲的であり、国土交通省によれば、早期発効が見込まれるとのことでした。

### Q：内航船であってもインベントリを作成する必要がありますか？

A：国際航海には条約の適合が要求されますので、条約発効後に海外売船する場合には必要となります。

# Existing Ships

## 就航船のインベントリ作成

シップリサイクル条約は新造船のみならず既に就航している船舶についても適用されます。就航船については、「専門家」と呼ばれる個人／組織が図面等の机上調査と訪船調査によって、インベントリ第1部\*を作成することとなります。

\*就航船については、表A物質(アスベスト、ポリ塩化ビフェニル、オゾン層破壊物質、有機スズ化合物の4物質)は必須、表B物質(カドミウム、鉛、六価クロム、水銀等の9物質)は可能な限り対応が必要となっています。

## ClassNKは以下のサービスを提供します。

### 専門家業務



専門家業務を行う組織を斡旋する他、ClassNKでは全世界にはりめぐらせたネットワークを活用し、自ら専門家\*を派遣し、インベントリ第1部を作成いたします。就航船のインベントリ作成にあたっては何なりとClassNKにご相談下さい。

\*ClassNKより専門家業務を提供できるよう現在準備を進めております。

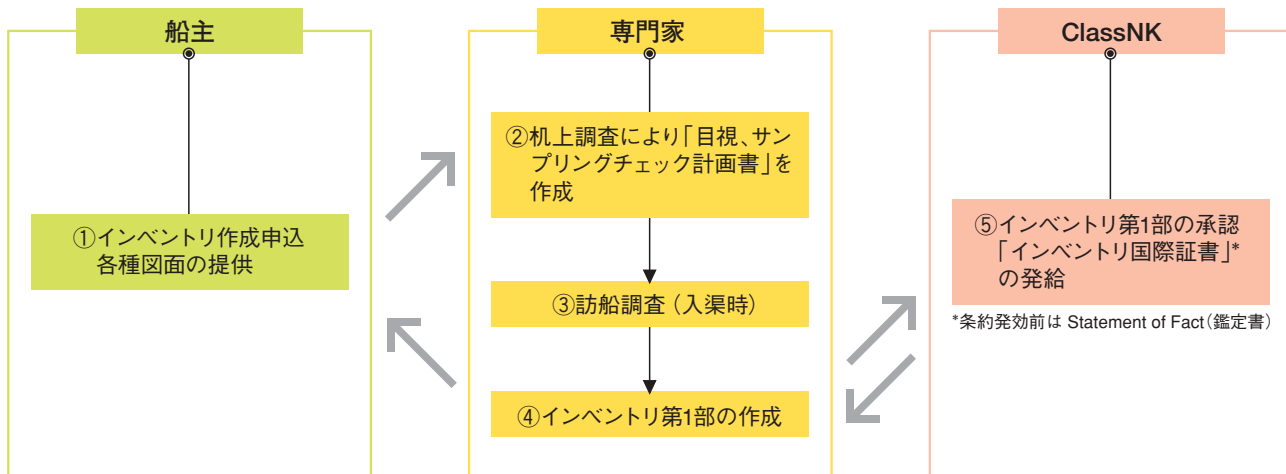
### Statement of Fact(鑑定書)の発行

条約発効前に作成されたインベントリ第1部について、所定の審査の上、Statement of Factを発行します。Statement of Factは条約発効後速やかに条約証書への書換を行わせていただきます。

条約発効後は専門家への需要が高まることが予想されますので、早期の対応をお勧めいたします。

Statement of Fact	
No. KC 09N2-XXXX	Date:
THIS IS TO CERTIFY that the undersigned Surveyor did, at the request of ---, examine the report of "Inventory of Hazardous Materials" of the following vessel:	
MV "-----"	
Flag :	
Port of Registry :	
Signal Letters :	
IMO Number :	
Type of Vessel :	
Gross Tonnage :	
Shipbuilder :	
Name of Owners :	
In accordance with "MEPC 58/02, Draft Guidelines for the Development of the Inventory of Hazardous Materials", and found satisfactory, excluding the materials listed in the remaining list of "Material declaration" and "Supplier's declaration of conformity" attached hereto.	
( ) Nippon Kaiji Kyokai, Marine & Industrial Service Department	

## ■ 専門家方式によるインベントリ第1部の作成手順



### 参考: 専門家によるインベントリ第1部作成に関わる期間とコスト

#### 【コスト】

専門家方式に要するコストは以下となります。

- ・机上及び訪船調査、並びにインベントリ書類作成の工数
- ・サンプリング分析など付帯費用

船種、船齢、サイズ、図面及び資料の管理状況によって大きく異なりますが、約300万円～500万円と見込まれています(日本船舶技術研究協会<JSTRA>殿の実績に拠る)。調査工数削減のため、可能な限りの多くの資料を提供いただけるようお勧めいたします。

なお、ClassNKの審査承認には別途手数料が発生します。

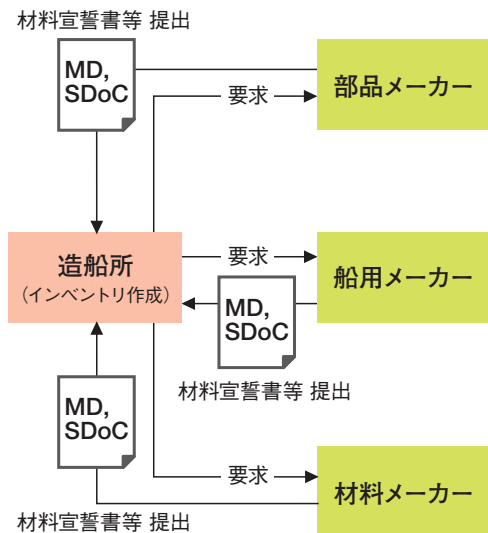
#### 【期間】

机上調査、訪船調査とも本船の状況に応じて一定の期間を要しますので、申込からインベントリ第1部の作成まで、最短でも3ヶ月以上が見込まれます。条約発効後の繁忙期については、更に時間を要する可能性があります。



## 新造船のインベントリ作成

新造船のインベントリ第1部は以下の手順にしたがって、建造時に作成されます。



### 建造時の新造船のインベントリ第1部の作成手順

#### ①有害物資情報の収集

造船所殿は全ての調達品について、メーカー殿から材料宣誓書(MD)及び供給者適合宣言(SDoC)を収集します。MDには納入した製品の有害物質の含有有無が記載されています。SDoCはメーカー殿が提出したMDの内容を保証する書面です。

#### ②収集した情報の選別

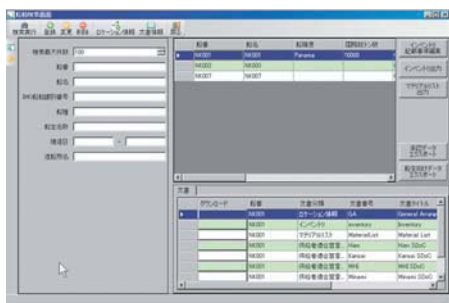
収集したMDについて、規定値を超えて有害物質を含有する製品を選別します。

#### ③インベントリの作成

選別した製品について、分類毎に整理し、本船上の位置及び有害物質の概算量をインベントリの様式に記載します。

## ClassNKは以下のサービスを提供します。

### 新造船インベントリ作成ソフトウェア “PrimeShip-INVENTORY”の提供、普及



大量の材料宣誓書(MD)を収集してのインベントリ作成には多大な負担が発生します。ClassNKは造船所殿/メーカー殿間のMD情報の受け渡しを電子データにて行い、インベントリ作成負担を飛躍的に軽減させるソフトウェア“PrimeShip-INVENTORY”を開発いたしました。

ClassNKは造船所及びメーカーの皆様が速やかにインベントリ作成に対応できるようPrimeShip-INVENTORYを無償提供の上、皆様に説明会を実施するなど全面的にバックアップしております。新造船のインベントリ作成にあたっては何なりとClassNKにご相談下さい。

## Statement of Fact(鑑定書)の発行

条約発効前に作成されたインベントリ第1部について、所定の審査の上、Statement of Factを発行します。条約発効後速やかにStatement of Factから条約証書への書換を行わせていただきます。条約上の現存船については、材料宣誓書(MD)収集による新造船方式と専門家方式のいずれも認められますが、新造船方式により建造時に作成されることにより、就航後の専門家手配や関連コストが不要となります。ClassNKはこれから建造する船舶へのPrimeShip-INVENTORYを用いた新造船方式によるインベントリ作成をお勧めします。

作成されたインベントリは就航中の維持管理が求められますので、ご留意願います。

### 内容の更新

交換、改造等によるインベントリの記載内容に変更があった場合、新たに搭載された製品の材料宣誓書 (MD) 及び供給者適合宣言 (SDoC) を入手した上で、インベントリ第1部を更新する必要があります。

### 定期的検査

インベントリ第1部は5年ごとに定期検査を受検する必要があります。

### リサイクル時のインベントリ最終化

リサイクル時には第1部に加え、インベントリ第2部(廃棄物)及び第3部(貯蔵物)を作成し、リサイクル施設に引き渡すこととなります。

## ClassNKは以下のサービスを提供します。

### インベントリ維持管理についての技術サービス

ClassNKでは就航後の維持管理やリサイクル時の最終化などインベントリに関わる技術サービス等をコンサルタント業務の一環として準備しております。



Inventory of Hazardous Materials							
Part I. HAZARDOUS MATERIALS CONTAINED IN THE SHIP'S STRUCTURE AND EQUIPMENT							
I.1 Paints and Coating Systems containing materials listed in Table A and Table B of Appendix 1 of the Guidelines							
No.	Application of Paint	Name of Paint	Location	Materials (Classification in Appendix I)	Approx. Quantity	Remarks	
1		*Tin type AF paint of KP ACE SP A/F 100 Brown & Red Oxide until April, 1994. *Then, sealer coat applied on January, 2004.	Boat top	TBT	To be written after the result of sampling analysis has been gotten.	kg	
2			Vertical bottom	TBT	To be written after the result of sampling analysis has been gotten.	kg	
3	Antifouling	*Tin type AF paint of KP ACE SP A/F 100 Brown & Red Oxide until August, 1991. *Then, sealer coat applied on January, 2004.	Flat bottom	TBT	To be written after the result of sampling analysis has been gotten.	kg	
I.2 Equipment and Machinery containing materials listed in Table A and Table B of Appendix 1 of the Guidelines							
No.	Name of Equipment and Machinery	Location	Materials (Classification in Appendix I)	Parts of Use	Approx. Quantity	Remarks	
1	Main engine	Lower floor	Asbestos	Packing for air cooler	0.24kg		
2			Asbestos	Gasket for governor	0.00kg		
3			Asbestos	Brake lining for turning gear	0.23kg		
4			Asbestos	Sheet Packing	0.32kg		
5			Asbestos	Sheet packing(No.11)	0.29kg		
6			Asbestos	Sheet packing(No.10)	0.14kg		
7			Asbestos	Sheet packing(No.12)	0.29kg		
8			Main L.O. pump	Asbestos	Packing for bottom cover	0.13kg	
9			Bludge pump	Asbestos	Gland packing	0.29kg	
10			Bludge circ. Pump	Asbestos	Gland packing	0.32kg	
11			Boiler water circ. pump	Asbestos	Gasket	0.03kg	

# ClassNK

お問い合わせ先:

**日本海事協会**

**シップリサイクル条約対応プロジェクトチーム**

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4-7

Email: [srpt@classnk.or.jp](mailto:srpt@classnk.or.jp) Tel: 03-5226-2020 Fax: 03-5226-2057

ClassNKのウェブサイト(<http://www.classnk.or.jp>“情報サービス > シップリサイクル条約”)でも情報提供を行っております。